

勧告

(vi) 評価過程は、事業計画が実施段階に至ってもなお継続し実際の影響を監視し、影響予測と比較ができるようにすべきである(勧告3. 3、勧告4. 10)。

(vii) 環境アセスメントは、個別の事業計画に限定すべきではなく、複数の事業計画、またさらに戦略計画、プログラムならびに政策の累積的な影響に適用されるべきである(決議5. 6)。

(viii) 環境アセスメントは、開発が提案された土地、または特定の湿地のみに限定して行うのではなく、外部(たとえば上流/下流域)への影響も検討対象とすべきであり、また集水域レベルで水系を形成するあらゆる要素の間の相互作用に適用すべきである(勧告4. 10、決議5. 6)。

勧告6. 3 ラムサール湿地管理への地域住民及び先住民の関与に関する勧告

注:この勧告の目的のため、「管理」とは保全と賢明な利用を包含するものとする。

1. 地域住民の参加と要求を考慮に入れた、ラムサール登録湿地の管理計画の策定を求める『賢明な利用の概念実施のためのガイドライン』(勧告4. 10付属書)を想起し、

2. さらに地域社会が、湿地の利用に関する意思決定の過程に関わるようにし、意思決定の過程へ意義深い参加が確実に行われるために、計画される事業に対しての十分な知識を地域社会に提供することを保証する手続きを、締約国が確立するよう提案している『賢明な利用の概念実施のための追加手引き』(決議5. 6付属書)を重ねて想起し、

3. 地域住民及び先住民が、地域内の湿地の賢明な管理を確保することに特別の関心を持っており、特に先住民が湿地の管理に関して独特の知識と経験と要望を持っていることを認識し、

4. 湿地の賢明な利用が地域住民及び先住民の生活の質の向上に寄与し、さらにこれらの人々の湿地管理への関与に加え、湿地の保全及び賢明でかつ持続可能な利用の結果としての恩恵を得るべきであることを確信し、

5. 適切な協議の機構の欠如、あるいは関連する問題についての理解の欠如から、地域住民及び先住民が意思決定の過程から除外される場合があることに留意し、

6. 多くの地域住民及び先住民が、地域にある湿地と長い間にわたって繋がりを持ってきたこと、伝統的な管理の実践によって現代の管理技術の開発を援助することができることを意識し、

7. 今回の締約国会議で開催された、地域社会に根ざした湿地管理に関する分科会で、湿地資源の賢明な利用における地域の人々の積極的かつ十分な情報に基づいた参加に関し、アメリカ合衆国の「カドー湖基金」、セネガル及びボスタリカのIUCN地域事務所、日本の「釧路国際ウエットランドセンター」、WWFインド(ケオラデオ国立公園)及びWWFパキスタン(ウクハリ湿地)、ブラジルのマミラウアにある生態学研究ステーションの取り組み等が、期待できるNGOの事例として発表されたことに留意し、

8. そして、これらの事例あるいはその他の成功している事例に関する情報の普及が、締約国にとって有益で、地域レベルでのNGOとの協力関係を奨励することによって戦略計画の行動計画2. 7の実践を促進するものであることに留意し、

締約国会議は、

9. ラムサール登録湿地や他の湿地そして集水域での湿地管理の際、地域住民と先住民が適切な機構を通じて、積極的かつ十分な情報に基づいた参加ができるように、各締約国が特段の努力を払うことを求める。

10. 締約国を通じ、地球的規模で地域住民及び先住民の湿地管理への関与の重要性を発展させ、そのための特別な資金援助を求める努力を強化するよう、条約事務局に命ずる。
11. 湿地管理に関する地域住民と先住民の知識と技術の価値を認識し、湿地政策と計画の策定そしてその実施に、当初の段階から彼らの参加を促進する特別な努力を払うよう、さらに締約国に求める。
12. 国内ラムサール委員会の中に、さらに可能かつ適切な場合には今後の締約国会議の代表団の中に、地域住民及び先住民の代表を加えるよう検討することを、締約国に要請する。
13. WWF、「釧路国際ウエットランドセンター」、「カドー湖基金」、IUCN、各締約国、及び地方や地域に根ざした適切な経験を持つ他のNGOとの協議の下に、次期締約国会議で検討するため、地域住民と先住民を湿地管理に関与させるための基準とガイドラインとともに、保全及び賢明な利用への貢献についての評価を示すよう条約事務局に指示する。
14. 地域住民及び先住民が、積極的かつ十分な情報に基づいて湿地管理に参加している事例やその他の関連情報を、適切な手段を講じて普及させるようさらに条約事務局に命ずる。
15. さらに地域住民と先住民の要求や価値観、伝統的なものとそうでないものを含めた知識や実践を反映させるため、国の湿地政策とプログラム、ラムサール登録湿地と他の重要な湿地の管理計画に、地域住民と先住民との協議を確保するため、既存のあらゆる事例を参考にしながら、適切な国家的、地域的機構を作るよう締約国に重ねて要請する。

勧告6.4 東アジア～オーストラリア地域の渡りのルート沿いの登録湿地のネットワークの構築に関する勧告(ブリスベン・イニシアチブ:日豪共同提案)

1. 2つ以上の締約国の領域にまたがる湿地の保全および管理のため、相互に協議および協力することを定めたラムサール条約第5条を想起し、
2. 保護区のネットワークを構築することを求めたモントルー勧告4.4と湿地に生息する鳥類種の保全のための渡りルート保全概念を認知した勧告4.4を心に留め、
3. 湿地問題について地域間協力を強め、他の条約や機構との協力体制と重要な生態学上または水文学上の連携を持った湿地の国際的なネットワークを構築することを求めた釧路声明決議5.1を認識し、
4. 渡りを行う種の保全についての国際協力を進展させるための機構として、ラムサール条約事務局とボン条約事務局の間での覚書きの発展を歓迎し、
5. 地球上の主要な渡りのルートにおける、渡り性水鳥保全のため、政府、NGO、および地方の共同体を含めた他国間の取り組みの必要性を確信し、
6. さらに、このような取り組みが、ラムサール登録湿地のネットワークを形作るべきであることを確信し、
7. これらの国際的に重要な湿地の、社会経済的、および文化的な重要性を心に留め、
8. 渡りをするシギ・チドリ類の種の保全についての国際協力の有益なモデルとして、アメリカで発展した「西半球のシギ・チドリ類保護区ネットワーク」に注意し、
9. さらに、ボン条約に基づく「アフリカ～ヨーロッパ地域の渡り性水鳥の保全に関する協定」が最近採択されたことに注意し、